

連載 情報システムの本質に迫る 第 128 回 公共放送事業者の要件

芳賀 正憲

最高裁は先月、テレビを設置した人にNHKとの受信契約を義務づけた放送法の規定が合憲との判断を示しました。公共放送は国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものであり、公共放送事業者（NHK）に特定の個人や団体、国家機関から財政面で支配や影響が及ばないように、受信設備を設置してNHKの放送を受信できる者に、広く公平に負担を求めることは合理的というのがその根拠です。

しかしこの判決には、重大な誤認と欠陥があります。公共放送事業者の人事が、特定の政治家や国家機関の影響を受け、政治家の意向に沿う形で放送や隠ぺいが行われ、国民の知る権利が実質的に侵害され、健全な民主主義の発達が妨げられることが、現実に存在することを考慮していないからです。

記憶に新しいところでは、安倍首相との関係が指摘された加計学園獣医学部新設問題への対応があります。加計学園に関わる文書の信憑性や官邸からの働きかけの問題について重要な証言を行なった前川・文科省前次官に、報道機関の中で最初にインタビューを行なったのはNHKです。しかし、その映像は放送されないままになっています。また、真相をあらゆる内部文書の中でも決定的な、9月26日の「官邸の最高レベルが言っていること」という文言が入っている文書は、朝日新聞が報じる前の夜にNHKが報じました。しかし、核心の部分は、なぜか黒塗りになっていました。

NHKでは現場の記者ががんばって、他社に先駆けて的確な取材をしていることが分かります。しかし、その内容を上層部がチェック、政権に不利な情報を隠ぺいした可能性があります。国民の知る権利に対する重大な侵害行為です。

加計問題の表面化は、現在の上田会長就任後のことですが、前の舛井会長在任中、NHKの放送法からの逸脱は目に余るレベルになりました。これに関しては多くの事実がさまざまなメディアを通じて明らかにされ、そのうちのいくつかはこのメルマガでも記してきましたが、本稿では、その中でもきわめて重要と思われる一事例を再掲します。

NHKでディレクターをされていた方が、国民の間で反対の声の大きかった集団的自衛権の行使容認問題について、安保法制懇の報告から閣議決定まで約50日間、NHKの夜のニュース番組“ニュースウォッチ9”をチェックされました。この期間、“ニュースウォッチ9”が集団的自衛権を扱った放送時間の総量は約167分、そのうち、与党協議、首相や政府関係の動きは合計約114分、およそ70%を占めました。政府・与党関係者については、首相補佐官、公明党代表、自民党副総裁を次々に出演させ、行使容認の正当性

を説明する機会を与えました。

これに対して、反対の論者のコメントは、全体の放送の中でわずかに33秒、市民の抗議デモの映像は、総計で44秒でした。

この方は、NHKのニュース番組に次のような特徴があると言われています。

- (1) 政権の失点になるような事実、法案の問題点は極力伝えない。
- (2) 政府与党の主張を効果的に伝える。記者解説は政権の説明や主張をなぞるような内容が多い。
- (3) 国民各層の反対運動や、法案を批判する識者の声の紹介は少なく、詳しくは立ち入らない。
- (4) 法案に関連して問題になっている重要な事項、たとえば「後方支援」「砂川事件」「機雷掃海」などについての独自の調査報道はほとんど見られない。

このような報道姿勢を反映して、NHKの記者の中には、ウェブサイトにある“御用記者ランキング”でワーストセブンに入った人もいます。これではNHKが公共放送としての信頼性を確保することはむずかしいでしょう。

NHKの現状については、研究者からも厳しい指摘がなされています。

日本経済新聞記者、立命館大学教授などを歴任された松田浩氏は、2005年、『NHK一問われる公共放送―』（岩波新書）を上梓され、政権の意向に動かされて、世論調査データのカットや番組改変などを繰り返してきたNHKの歴史と体質に切り込み、公共放送としてのあるべき姿を提案されましたが、安倍政権による露骨なNHKへの介入を受け、2014年末、さらに同書の新版を公刊されました。

また、NHK経営委員長代行を務められた会社法の権威、早稲田大学教授の上村達男氏は、靱井会長と対峙してNHKのガバナンスの確立に尽力された経験をもとに、『NHKはなぜ、反知性主義に乗っ取られたのか』（東洋経済新報社、2015年）を著されました。

今回の最高裁判決を受け、上村教授は日本経済新聞に、「受信料を徴収してよいというだけの判断ともいえる。国民が受信料を負担するに値する公共放送とは何かが真剣に議論されるべきだ」とコメントを寄せられています。

放送法からの逸脱が甚だしいNHKに対しては、もちろん視聴者から多くの批判と抗議の声が挙がりましたが、最も注目すべきは、NHK自身の多数のOB、OGの人たちから靱井会長の罷免要求が出されたことです。

2014年年7月、NHKでキャスターやアナウンサーを務められた勝部領樹、酒井廣、下重暁子、山根基世氏などOB、OGの有志172人が、経営委員会に靱井会長の辞任または罷免を求める声明を出しました。有志の人たちは、当初OB、OGの賛同者1000名を目標にしていたのですが、その後賛同者の数は増え続け、2015年3月には1850

名に達しました。その中には、専務理事、技術研究所長、各地の放送局長を務めた人たちも入っています。長年にわたってNHKを築き上げ、NHKの内部について熟知している、呼びかけ人も含めると2000名以上もの人たちによる問題提起であり、本来重く受けとめなければならないものですが、靱井会長本人はもちろん、経営委員会も聴く耳をもちませんでした。

視聴者や有識者、NHKの多くの先輩から、これだけ厳しい批判を受けながら、それに対するNHKからの反論や釈明がまったくなされないのは、言論を標榜する機関として驚くべきことです。

本来NHKとして、その活動に問題があることを指摘されたならば、外部の識者にも加わってもらい徹底して原因を分析、抜本的な対策を策定、実行に移し、その経緯を、視聴者をはじめ関係者に詳しく説明しなければならないものです。一般の企業で同じことがあれば、必ずそれを行ないます。もし行なわなければ、その企業は、ガバナンス不在の企業として社会から退場を余儀なくされるでしょう。

言うまでもなくマスメディアは、現代社会において最重要の機能のひとつです。

基礎情報学においてマスメディアは、政治システムや経済システム、学問システムなど種々の社会システムの動きについて記述を伝えることにより、受信者に現実世界に関する統一的なイメージを提供する、社会システムの中で最上位のシステムとして位置づけられています。

また、マスメディアは、第四の権力と呼ばれることがあります。三権分立の分立とは、情報システム的には、3つの機能が、互いに凝集度が高く結合度が低い状態で存立、作動しなければならないということです。マスメディアもまた、他の3つの機能との間で、凝集度が高く結合度が低い関係を保たなければなりません。政権の意向を忖度して放送や隠ぺいを行なうことは、絶対にあってはならないことです。

今から10余年前、やはりNHKのガバナンスが大きな問題になったとき、当時の海老沢会長、外部のジャーナリスト、学者、経済同友会代表幹事、連合会長等が出席して、特別番組『NHKに言いたい』が放送されました。これをきっかけに海老沢会長は辞任、NHKは橋本・新会長のもと、改革の歩みを進めていくことになりました。当時のNHKは、外部の声を聴く耳をまだもっていたのです。

今回の最高裁の裁判で、NHKは「不偏不党を貫き多角的な視点を踏まえた豊かな番組を放送するには受信料制度が不可欠」と主張しました。

受信料制度が合憲とされた現在、次の論点として「それではNHKは、不偏不党を貫き多角的な視点をふまえた放送を、ほんとうにしてきたのか」、あらためて問われるべきでしょう。NHKがこの要件を満たしていないのなら、いくら最高裁の判決が出てもNHKに受信契約の強制をする資格はありません。

NHKが公共放送事業者の要件を満たしているかどうか、国会、場合によっては司法において議論することも考えられますが、本来社会システムの最上位に位置し、第四の権力の中核を担うNHKは、国会や司法の場で議論する前に、広く一般市民、NHKのOB、OG、有識者等の意見を謙虚に聴きとり、主体的・自律的に問題解決していくことが責務と思われま

この連載では、情報と情報システムの本質に関わるトピックを取り上げていきます。皆様からも、ご意見を頂ければ幸いです。